

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令要綱

第一 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項に規定する政令で定める事務を追加する等の所要の措置を講ずること。  
（本則関係）

## 第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。ただし、第七号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

（附則関係）